

化粧品中のアクリルアミドなど使用禁止物質及び使用制限物質の検査方法
の公布に関する通知

食品医薬品 [2011] 96

2011 年 2 月 21 日

各省、自治区、直轄市食品医薬品监督管理局(医薬品监督管理局)向け通知

化粧品中の使用禁止物質及び使用制限物質の検査技術に対する要求を規範化し、化粧品の衛生管理及び品質の安全性を高めるため、国家食品医薬品局化粧品標準化専門家委員会による審議を経た上、化粧品中のアクリルアミドなどの使用禁止物質及び使用制限物質の検査方法を公布する。

検査方法を公布する使用禁止物質及び使用制限物質には、アクリルアミド、ホルムアルデヒド、揮発性有機溶剤、ネオジムを含む 15 種類の希土類元素、フタル酸エステル、トリクロカルバン、フェノキシイソプロパノール、キニーネ、6-メチルクマリン、ベンジルアルコール、安息香酸及びその塩など 11 種類がある。

国家食品医薬品监督管理局

二〇一一年二月二十一日

※該関連検査方法の詳細内容は下記の URL をご参照ください。

<http://www.sfda.gov.cn/WS01/CL0846/58801.html>

本資料は、中国での化粧品および化粧品原材料の製造・販売等に携る方への情報提供を目的に、中国香料香精化粧品工業協会 (<http://www.caffci.org/>) のウェブサイトに掲載された当局通知の要約をBHIが独自に行ったものです。本資料の情報の完全性、正確性について当社が保証するものではありません。

BHI は、パーソナルケア製品の技術開発と、OEMを行っております。品質・性能・コストを最適化したパーソナルケア製品の開発にご興味がありましたら、弊社 Web Site (<http://www.bhinova.com/>) までお越しください。